

デイサービスセンター桜ヶ丘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会が開設するデイサービスセンター桜ヶ丘(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(事業にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護事業及び事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者的心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上及び生き甲斐の保持を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター桜ヶ丘
- ② 所在地 洲本市中川原町中川原 222 番地 2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
生活相談員 2名(常勤兼務1名、非常勤兼務1名)
介護職員 5名(常勤専従1名、非常勤専従3名 非常勤兼務 1名)
従業者は、事業の提供に当たる。
- ③ その他
看護師 3名(非常勤兼務)
機能訓練指導員 3名(非常勤兼務)

当該事業所における「常勤」とは週 32 時間を上回り勤務するものをいう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月 29 日から1月 3 日までを除く。
- ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前 9 時 25 分から午後 3 時 40 分までとする。

(地域密着型通所介護事業及び事業の利用定員)

第6条 地域密着型通所介護事業及び事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 16名

(地域密着型通所介護事業及び事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該法定代理受領サービスであるときは、その利用者の個々の負担額に応じての額とする。(1割 または2割 または3割)

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練(聴覚リハビリを含む)
- ④ 健康チェック

- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ(介護予防)

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、距離×15円+高速料金等とする。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり700円を徴収する。
- 4 食費は、500円を徴収する。
- 5 行事食等については実費とする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、洲本市とする。但し、洲本市以外の隣接市の住民で特別な事情のある者のサービス利用の可否については、洲本市および隣接市と協議を行うものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(身体拘束・虐待防止)

第12条 事業所は利用者等の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体拘束・虐待防止に関する責任者の配置
- ② 身体拘束適正化委員会、虐待防止委員会の開催
- ③ 身体拘束・高齢者虐待防止のための指針の整備
- ④ 身体拘束虐待防止に対する研修の実施

(業務継続に向けた取り組み)

第13条 感染症や自然災害は発生した場合であっても、利用者が継続して通所事業所のサービス提供を受けられるよう、業務継続計画(BCP)を策定するとともに当該計画に沿った研修及び訓練を実施します

(感染症予防およびまん延防止)

第14条 事業所は感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 感染症予防およびまん延防止のための研修の実施
- ② 法人内委員会との連携

(運営推進会議)

第15条 地域密着型通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は、おおむね6月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センター職員または洲本市介護福祉課職員等とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後 6カ月以内
 - ② 繼続研修 年 2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 個人に関する記録、会議資料等の保管は、5年間とする
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

平成 28 年 11 月 1 日 一部改正
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正
平成 29 年 9 月 1 日 一部改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
令和元年 5 月 1 日 一部改正
令和元年 10 月 1 日 一部改正
令和5年 9月1日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正